



島根県報

平成21年6月5日(金)

号外第120号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第457号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	稗原木次線	雲南市三刀屋町高窪 1206番1地先から 同1205番1地先まで	前	メートル 3.50～ 8.50	メートル 48.00	雲南県土整備 事務所	交通安全工事 拡幅
			後	15.00～ 36.00	48.00		
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町中野 2301番3地先から 同3202番1地先まで	前	8.20～ 14.60	398.00	〃	交通安全工事 拡幅
			後	9.00～ 17.20	398.00		
〃	邑南飯南線	邑智郡美郷町村之郷 1263番1地先から 同1247番6地先まで	前	A	5.00～ 10.00	県央県土整備 事務所	左記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	15.00～ 29.00		
			後 B	15.00～ 29.00	330.00		

島根県告示第458号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年 6 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	184号	邑智郡美郷町酒谷702番3地先から 飯石郡飯南町下来島3494番1地先まで	メートル 233.00	平成21年 6月5日	雲南県土整備 事務所	
県道	稗原木次線	雲南市三刀屋町高窪1206番1地先から 同1205番1地先まで	48.00	平成21年 6月5日		